

5 日目（6 月22日）

第2回福生市議会定例会会議録（第11号）

平成19年6月22日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家 庭 部 長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 榮喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐 兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月22日（金）午前10時

- | | | | |
|-------|-----------------|---|--------|
| 日程第1 | 議案第38号 | 福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第2 | 議案第39号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第3 | 議案第40号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第4 | 議案第41号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第5 | 議案第42号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第6 | 議案第43号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号） | (審査報告) |
| 日程第7 | 議案第44号 | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号） | (審査報告) |
| 日程第8 | 議案第45号 | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号） | (審査報告) |
| 日程第9 | 議案第46号 | 昭島市の公の施設の設置に関する協議について | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第47号 | 損害賠償額の決定について | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第53号 | 首都圏中央連絡自動車道の通行料金値下げを求める意見書 | |
| 日程第12 | 議員派遣について | | |
| 日程第13 | 閉会中の継続審査申し出について | | |
| 日程第14 | 特定事件の継続調査について | | |

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第2回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時 休憩

~~~~~

午前10時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の受理について（議案第53号）（別添参照）
- 2 本会議資料の提出について（議案第53号関係）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る6月20日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を、日程第1から日程第10までとして組ませていただきました。

それから、新たに議員提出議案として意見書1件が提出されておりますので、日程第11として編成し、日程第12の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

また、日程第13及び日程第14につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおり決定しております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第11につきましては慎重審議の上、即決することと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からと議会側からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については、省略いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

日程第1、議案第38号、福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

(総務文教委員長 田村昌巳君登壇)

○総務文教委員長(田村昌巳君) おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第38号、福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、ビラの枚数の概要について質疑があり、理事者より、枚数については政令指定都市の場合は7万枚、指定都市以外の市長選では1万6000枚、町村長の場合は5000枚、知事は10万枚が基礎数字で、各県の小選挙区によって1万5000枚ずつふえていき、最高は30万枚であるとの答弁がありました。

別の委員より、ビラの配布場所と方法についての質疑があり、理事者より、法律では新聞折り込み、その他政令で定める選挙事務所内及び街頭演説の場所で、単に散布、ビラまきではなく、その場所で手渡しをしなければならない。郵送についても一切だめであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、配布の方法が限られてくるので、現実には1万6000枚を配布しきれないことと思うが、例えば衆議院も参議院も証紙を張って法定ビラを配るが、その辺はどうなるのかとの質疑があり、理事者より、このビラの頒布については選挙管理委員会まで公費負担を受ける、受けないにかかわらず、必ず届け出をしなければならないので、立候補受け付けの際にそのビラに張る証紙は1万6000枚までの届け出枚数を渡すようになるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、市内で福生分室だけが該当するようなお話だが、特定郵便局みたいなもので、それに該当するような場所は市内ではあるのかないのかという質疑があり、理事者より、市内に幾つかの特定郵便局があるが、これは個人の所有で、郵政公社が借り上げている状況であり、福生分室が該当するとの答弁がありました。

別の委員より、20年度から課税されるわけだが、24年までの限定で2分の1だと、およそどれくらいになるかとの質疑があり、理事者より、現在有資産で入っている19年度の予算上の額は274万6700円である。これを市の課税について試算したところ、固定資産税で272万7900円、都市計画税で41万3000円で、合計304万1000円程度の歳入を見込んでいる。したがって、有資産との比較は約40万円程度の増額であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、今回の都市計画税の改正で、郵政公社が民営化することにより固定資産税、都市計画税といろいろな税の影響が出てくるとは思うが、その他の税の関係で所得税、法人税などどの辺まで影響があるのかとの質疑があり、理事者より、現在、考えられるのは法人税あるいは償却資産ぐらいだと考えられるとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第39号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第3、議案第40号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第40号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、対象者の人数は何人ぐらいになり、負担の増減の影響額はどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、3歳以上で就学前までで3割が2割になる方の対象者は、概算で550人から600人と見ている。70歳以上の方については、19年3月時点で1758人、18年度の年間の一部負担金の総計で約7800万円、これが70歳以上の方の窓口負担なので、1割から2割になることから、約7800万円負担増になってくる。1件当たりは約1800円との答弁がありました。

また、別の委員より、70歳以上の方について1割負担のままとする場合、助成額はどの程度必要となるか。また、なぜそうした処置について考えなかったのかとの質疑があり、理事者より、健康保険法と一部改正する法律の中で規定されているが、18年度については高齢者で、一定所得以上がある方は2割から3割になり、20年は、従前の1割の方が2割になるということであるが、結局、現役世代の方が3割負担なので、高齢者の医療費が非常にかさんでいることもあり、従前より若年層には不公平感があったことから、70歳以上の方の2割負担が規定された。その1割負担増になる部分は、約7800万円であるとの答弁がありました。

また、委員より、70歳以上の方について1割負担のまま継続できるように財政措置を講じてほしいことと、義務教育期間の医療費全面無料化を国に対して要請していくことの要望がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第4、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、6割軽減と4割軽減の人数と影響額、また対象者は6割、4割合わせて、介護課税対象者に対してどのくらいの比率になるか。それから、近隣の自治体ではどのような割合でやっているかとの質疑があり、理事者より、6割軽減については1263人、4割軽減は283人である。6割軽減は4200円が5520円ということなので、影響額は166万7160円、4割軽減は2800円が3680円ということなので、影響額は24万9040円、合計で191万6200円である。比率については、全介護分対象者のうちの約2割を軽減対象者が占めている。また、近隣の状況は大都市部では7割軽減、5割軽減のところもあるが、近隣では6割、4割であるとの答弁がありました。

また、別の委員より、国民健康保険税が53万円を上限とするということだが、収入額は大体どのくらいになるのか。また、介護納付金は8万円を上限とした場合の収入額はどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、昨年12月の資料によると、年収900万円を超えると税額53万円の限度額を超える。また、介護分については改正され、今度9万円が上限となったが、年収で700万円を超えると9万円を超えるとの答弁がありました。

また、別の委員より、この6割と4割となっているが、その収入の金額の境目は幾らぐらいなのかとの質疑があり、理事者より、6割軽減については所得が33万円以下の世帯、4割軽減については24万5000円に世帯主以外の被保険者数を掛け、それに33万円を足して、それ未満の方については4割軽減となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審

査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第5、議案第42号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第42号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例について、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、戸数変更ということで、38戸のうち単身で住んでいるところはどのくらいあるのか。また、それ以外の全部の市営住宅を含めて単身の住居者がどのくらいいるのか。また、市民から市営住宅に当たったが、連帯保証人が遠かったので却下されてしまった。「市長が特別に認めた場合」という条項があるが、どこにも該当しなかったのかわからないとの質疑があり、理事者より、単身世帯の戸数は木造住宅についてはわからないが、鉄筋の高齢者住宅と借り上げ住宅の単身については60世帯と、高齢者対応の単身が、これが別に8世帯で68世帯であり、市営住宅では6世帯と8世帯で14世帯となる。また、公共施設を適正に管理していくには、責任を持っていただけの連帯保証人をお願いしていくとの答弁がありました。

別の委員より、今回、木造が38戸ということで、第一は24戸が1戸減って23戸になったが、もともと何戸あって、今、結果的に23戸になったのか。また、空き地が出てきていますが、空き地の当面の方針はどうなのか。今後の見通しをどう考えているのかとの質疑があり、理事者より、第一市営住宅の戸数は当初35戸という建設であった。空き地の利用としては、未利用地検討委員会の結果に向けて利用していく形になると思う。また、今後も未利用地検討委員会の結果に従って利用していくとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、田村昌巳君。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳入及び歳出予算のうち、総務文教委員会所管分）について、委員会審査報告をいたします。

理事者の説明の後、歳入全般に関しましては質疑もなく終わり、続いて歳出に入りました。理事者の説明の後、質疑に入りました。

冒頭、委員より、東京都収益事業組合負担金についての資料要求があり、委員会に諮り、資料を配付いたしました。

委員より、関係のスロープ事故の賠償であるが、その事故の経過を分析したかどうか。保険は出るのだろうけれども、市として検証をしてきたのか。それから、収益事業の負担金について、8年前までは水戸のサテライトにより収益が改善傾向にあったのが、その後収益が悪化し、19年3月31日をもって施設の賃貸契約が終了する旨の通知があったが、なぜそのようなことになってしまったのかと質疑があり、理事者より、スロープについては以前から自転車を移動させるスロープがあり、だれがつけたかわからないが、それが壊れたというので市で新しく自転車用スロープを設置したもので事故が起きてしまった状況である。そのスロープについては昨年12月に撤去した。

それから、サテライト水戸の撤退経過についてであるが、収益事業組合は昭和45年より37年間、各市の財政運営に寄与してきましたが、17年度決算までに赤字額が約10億円を超え、赤字の解消に向け京王閣競輪からの撤退、立川競輪場での開催

を5回から3回にして経費の削減をし、黒字化に向けて取り組んできました。昨年の9月末に収益事業組合が施行管理者となっておりますサテライト水戸の所有者、設置者の日新健商という株式会社から、平成19年3月をもって施設の賃貸契約を終了する旨の通知があり、このことから今後、赤字がさらに拡大すると判断し、競輪事業からの撤退を決定したとの答弁がありました。

別の委員より、東福生の自転車転倒事故関係で、JR東福生駅の駐輪場の駐車対策はしているのかとの質疑がありました。それから、収益の関係では、京王閣競輪撤退補償金の負担金と、東京都11市競輪事業組合への京王閣競輪撤退補償金についての今後の見通しを伺いたい。また、教育費の関係でスクーリングサポートネットワーク設備事業調査研究委託事業はどのような事業なのか、具体的な中身の説明をされたいとの質疑がありました。理事者より、東福生の駐輪場の対策については、西口側歩道上、階段上に約300台、東口側には約80台があり、月曜日から金曜日まで毎日シルバー人材センターにお願いをして整理をしているとの答弁がありました。

収益事業組合に関しては、京王閣競輪の撤退補償金は、現在、争っているところで、見通しは幾らになるか明確ではない。また、11市競輪事業組合についても争っている状況なので、額がわからないとの答弁がありました。

スクーリングサポートネットワーク東京の昨年度の状況と、今年度の取り組みにしましては、18年度の実施状況は国の実施要綱に基づき実施してきたが、不登校対策に伴う施設等の整備、充実、補助員等の配置、未然防止のための早期発見、早期対応につながるような、効果的に取り組むための適応指導教室、教育相談室を核として関係機関が連携し、ネットワークづくりの研究を行うこととされ、国の委託金を受けて実施してきたとの答弁がありました。

さらに、別の委員より、教育の理科の支援員に関して、例えばアルバイトのような人を雇って行うことなのか、実験の専門家か、どちらのタイプなのかとの質疑があり、理事者より、支援員についてはあくまでも理科の授業補助員は理科系の大学院生を考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員長、加藤育男君。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳出予算のうち、建設環境委員会所管分）につきまして、審査報告をさせていただきます。

委員会冒頭に、拝島駅自由通路整備事業の工事状況を現地で視察を行った後、理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、三多摩は一つなり交流事業費について、その総額、年間の総額及び負担割合と期間について取り決めはあるのかとの質疑があり、理事者より、今年度は60

0万円の予算を東京たま広域資源循環組合が組んでおり、その広域資源循環組合の要綱に基づいて組織団体及び日の出町が主催する文化、スポーツなどの事業にそれぞれの住民が参加することにより、廃棄物を排出する側と搬入される側との相互理解をより一層深め、もって円滑な一般廃棄物広域処分事業の推進を図ることを目的としているとの答弁がありました。

また、同委員より、拝島駅自由通路がこの8月より維持管理費が発生し、昭島市が7に対して福生市は3という負担割合ということだが、この自由通路完成後もその負担割合なのか。その期間と方向性はどうかとの質疑があり、理事者より、完成後も7対3の負担割合で行きたいと考えており、方向づけとしては昭島市とは最終的に協定を結ぶ考えであり、事務費は今も協議中との答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第43号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第43号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第44号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第44号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、老人医療のここ数年の対象者と医療費の推移と、75歳以上がこれからふえてくると思うが、平成20年度から後期高齢者が広域連合での取り扱いとなるが、福生市での老人医療は今年度で終わり、残務処理になっていくと思う。その体制はどうするのかとの質疑があり、理事者より、まず、老人医療制度については平成14年

10月に大きな制度改正があり、それまで70歳以上が対象だったが、75歳以上に変わり、70歳から74歳のいわゆる前期高齢者が国保に移ったので、14年10月から対象者、または医療費は減少傾向にある。16年度は対象者が5085人、前年に比べ219人減っている。医療費は約32億5800万円で、前年に比べ約1億5000万円の減となっている。

17年度は、対象者が4840人、前年から245人減っており、医療費は約32億2700万円で、16年度に比べ約3000万円の減となっている。

18年度は、対象者が4629人、前年から211人減っており、医療費は約30億7900万円で、17年度に比べ約1億4800万円の減少となっている。

また、20年度から新しい制度に移行するが、老人保健医療の特別会計では過年度の精算分が出てくるので、20年以降も2年から3年は残していくことが広域連合から示されている。

体制については、広域連合がいろいろと検討しているが、やはり市民に一番直結しているのは市であるし、広域連合ができて市町村に残る事務があるので、この後期高齢医療に関する担当部署は必要であると考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第44号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第8、議案第45号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第45号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市債における平均利率は、今、どのようになっているかとの質疑があり、理事者より、現在、全体的に８８億円程度の起債があり、そのうち平均利率５％以上が４２件で、総計２８億２０８４万３００７円で、これは８８億円に対して３１．９％になるため、全体的な平均利率は５％より下回っているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第４５号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第４５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第９、議案第４６号、昭島市の公の施設の設置に関する協議についてを議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（建設環境委員長 加藤育男君登壇）

○建設環境委員長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第４６号、昭島市の公の施設の設置に関する協議についての審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、委員より、今回、昭島市と福生市の負担割合が７対３であるが、これ以外に負担割合が均等でない事例はあるのかとの質疑があり、理事者より、今回の拝島駅自由通路の基本的工事の負担割合は、福生市４５に対し昭島市は５５であり、事務費については昭島市は５対５を主張し、福生市は７対３の負担割合をお願いしているところで、現在、両市で協議中との答弁がありました。

また、別の委員より、今回の拝島駅自由通路以外に区域外設置の前例や事例はあるのかとの質疑があり、理事者より、公の施設はないが、事業において残堀２号幹線とか横田基地の排水関係の事例があり、それらは面積割合等で負担割合は７対３になっているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしましたので、何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い

い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第46号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第47号、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第47号、損害賠償額の決定についての審査報告をいたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、市の責任というのは滑りやすいスロープをつくったことなのか、放置自転車の管理が行き届かなかったことか、責任の内容。今度は階段状にしたが、ここでも万一事故が起こった場合でも市に責任があるか、相手は全然責任がなかったのかとの質疑があり、理事者より、市で設置したものにつきましては市で責任をとる形で今回の件になったとの答弁がありました。

別の委員より、午前6時の段階で、それほどの自転車が来てくるのかとの質疑があり、理事者より、早い時間なので実際には何とも言えないが、近くに工場があるということで、通常と逆のパターンもあるようだとの答弁がありました。

さらに別の委員より、この事故の概要が本当にこうだったのか、午前6時に駐輪場が満車になるほど利用があるのか実証できないので、概要が事実なのかどうかの確認と、100%の補償でよかったかと質疑があり、理事者より、市で設置した板の上がぬれていたため滑ったわけだが、骨折し、負傷した事実を照らすと、市の責任ということで100%補償せざるを得ないと考えて提案したとの答弁がありました。

以上のような質疑・答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第４７号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第４７号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） １１時５分まで休憩いたします。

午前１０時５４分 休憩

~~~~~

午前１１時５分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１１、議案第５３号、首都圏中央連絡自動車道の通行料金値下げを求める意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第５３号、首都圏中央連絡自動車道の通行料金値下げを求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

現在、建設が進められております首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道でございますが、東京都心部の交通緩和、都心部に向かう交通の分散導入に資する首都圏の環状道路としての役割のみならず、多摩地域の南北の幹線道路として重要な役割を担うものとして工事が始められました。

そして、本年６月２３日、明日でございますけれども、長年の課題でありました八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジ間が開通されることとなり、関越道と中央自動車道が直接接続され、西多摩地域の交通、経済、文化等にとって、大きな、新たなステージの開始となることが期待されています。

しかしながら、せっかくの開通にもかかわらず、以前から圏央道の通行料金は高いとの声が多くの方々から上がっております。先日の新聞報道でもさまざまな反対の意見が出され、１７日に開催されましたプレイベントでも、八王子の市長が欠席されるなど、大きな話題になっております。

このような経過を踏まえまして、昨日の新聞報道におきまして、国土交通省から圏央道料金を社会実験などとして割り引くとの発表がなされました。なお、資料といたしまして、国土交通省が作成いたしました圏央道料金割引の具体例のメモと、昨日の

新聞記事を御配付しておりますので、御参照ください。これを読みますと、割引はE T C車だけが対象であり、E T Cを搭載していない一般車両は対象外ということになります。

さらに、高額の料金設定をした上でのこのような期間限定の割引、ちなみに圏央道の料金設定は、1キロメートル当たり42円、他の関越自動車道などの料金設定は1キロメートル当たり31円ということで、この差、3割以上も割高になっております。

さらに、今回の割引の内容につきましては、対象車を中央道の都心方面から圏央道を抜けて関越道に抜けた場合のほか、幾つかの限定的な制限がついていることなどもあります。そのような状況の中で、多くの市民の方々の料金値下げを求める声に十分こたえた、根本的な解決にはならないと考えております。

このようなことから、この圏央道が多摩地域の交通、経済、文化等の重要な幹線道路としての役割を担える、だれもが利用しやすい道路となるような、圏央道通行料金の低額化を強く求めるものでございます。何とぞ、御審議を賜りまして、この意見書を御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、意見書の提出先は、財務大臣と国土交通大臣となっておりますが、意見書を御可決いただいた後、圏央道を直接管理運営する東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社の両社長あてに、別途、議長名で要望書を提出いただくよう御配慮いただく予定でありますので、念のため申し添えます。以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第53号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、

閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第13、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

市民厚生委員長から、目下、同委員会において審査中の案件について福生市議会会議規則第103条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出が1件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第19-1号については、市民厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって本件は、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第14、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から、継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第2回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

議員 乙 津 豊 彦

議員 堀 雄 一 朗

議員 原 田 剛

首都圏中央連絡自動車道の通行料金値下げを求める意見書

長年の課題であった首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジ間が開通されることは、西多摩地域の交通網の整備がなされ、交通、経済、文化等にとって新たなステージの開始となることと期待されている。関係者の長年の御努力に敬意を表するものである。

しかしながら、従来から圏央道の通行料金は、多くの市民より高額ではないかとの声が上がっている。

圏央道の通行料金を現在の設定より引き下げることにより、

- 1 より市民の交通手段の利便性が上がり、利用が多くなることが期待される。
- 2 市内を通過する車両が抑制され、交通渋滞、交通事故の減少に資することが期待される。
- 3 近郊より商業、観光目的での来客の増加が見込まれ、地域経済の活性化が期待される。

以上のような理由により、また多くの市民の声を代表し、福生市議会では、関係行政機関に対し、圏央道通行料金の低額化の御検討を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

財 務 大 臣
様
国 土 交 通 大 臣

議案第 53 号

首都圏中央連絡自動車道の通行料金値下げを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 19 年 6 月 22 日

提出者	大	野	聰
賛成者	奥	富	喜 一
〃	加	藤	育 男
〃	田	村	昌 巳
〃	阿	南	育 子
〃	青	海	俊 伯
〃	大	野	悦 子
〃	小	野	沢 久

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

圏央道料金割引の具体例 (普通車の場合)

割引は、ETC車を対象に、次の割引を行います。

①時間帯割引(早朝夜間割引) 5割引

②圏央道全線利用割引<社会実験> 3割引(=500円引)

③中央道(高井戸方面)圏央道連続利用割引<社会実験> 300円引

■八王子を起点とするETC車の割引の例

		通常料金	開通時(6月23日から)			8月から	
			昼夜 (9:00-17:00) (20:00-22:00)	朝夕 ※ (6:00-9:00) (17:00-20:00)	深夜 (22:00-6:00)	昼 (6:00-22:00) <社会実験>	夜 (22:00-6:00)
八王子IC⇔八王子本線	八王子西	600円	600円	400円	300円	300円	300円
	あきる野	800円	800円	600円	400円	500円	400円
	日の出	900円	900円	700円	450円	600円	450円
	青梅	1,250円	1,250円	1,050円	650円	950円	650円
	入間	1,450円	1,450円	1,250円	750円	1,150円	750円
	狭山日高	1,700円	1,700円	1,500円	850円	1,400円	850円
	圏央鶴ヶ島	1,950円	1,950円	1,750円	1,000円	1,650円	1,000円
	鶴ヶ島 (関越道)	2,150円	2,150円	1,900円	1,100円	1,650円	1,100円

※ 通勤時間帯(6:00～9:00、17:00～20:00)については、中央道(八王子IC～八王子JCT)の料金に通勤割引(200円引)が適用されます。

8月から3高速道利用乗用車

・国土交通省相武園道事務所は20日、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)八王子ジャンクション(JCT)―あきる野インターチェンジ(IC)の23日の開通により、関越道と中央道が接続されるのに合わせ、三つの高速道を合わせた乗用車(ETC車搭載に限る)を対象に、値引き実験を8月から開始すると発表した。

対象となるのは、①中央道(都心方面)から圏央道を経由し関越道(新

淵方面)に抜ける②①の逆③中央道(山梨方面)から圏央道を経由し関越道(都心方面)に抜ける④③の逆——の4ルート。一律圏央道区間(圏央道鶴ヶ島JCT―八王子JCT)の料金の3割引き(500円引き)が適用される。

また、8月からは中央道八王子IC―圏央道

八王子西IC間を走行したETC車について
も一律300円引きと

【神澤龍二】なる。

通行料値下げ 要望書を提出

瑞穂町など

一八王子JCT間開通を前に、瑞穂町と町議会は20日、通行料金値下げの要望書を冬柴鉄三国土交通相と矢野弘典中日本高速道路会長らに提出した。

国交省有料道路課によると、関越・東名・東北・中央道の主な高速道路は、大都市で普通車1台、貸当たりの料金は約31円（税込み）。一方、圏央道は約42円（同）と割高になっている。

【酒井祥宏】

平成19年
6月21日
毎日新聞

8月から実験

全線利用500円引きも

国土交通省は20日、圏央道の通行料を一定期間引き下げ、交通量の変化を調べる実験を8月から始めると発表した。八王子ジャンクション(JCT)―鶴ヶ島JCT全線(普通車の割引もする。いずれも期限は未定)。一方、「料金が高い」と反発して開通のブレイクに欠席した八王子市の黒須隆一市長は同日、23日の開通式典に出席すると表明。国交省の発表を受け、「利用しやすい通行料が確定した」と述べた。

国交省相武国道事務所

は、20日に料金割引の具体的な内容を発表した点について「ブレイベン」上「欠席の影響はない」としながらも、「開通に尽力された方々に、出席いただくとのは喜ばしい」と話した。

国に値下げ要望

瑞穂町と町議会
割高との批判が出ている圏央道の通行料金に関する

し、瑞穂町と町議会は20日、国土交通省などに料金の値下げを求める要望書を出した。「多くの町民から高額だとの声が上がっている。地域経済の活性化のためにも料金の値下げを強く要望する」としている。町内に圏央道は通っていないが、青梅インターチェンジは町中心部から車で10分足らず。

高額反発招いた通行料金

19.6.21

ETC対象時間帯割引

8月から実験も

新	費	費	言置
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所と中日本高速道路会社などは20日、「高額だ」として地元で反発が強まっていた圏央道の通行料金について、ETC車を対象に時間帯割引を実施するほか、今年8月から割引実験を行うと発表した。圏央道での料金割引は初めて。 時間帯割引は、あきる野インターチェンジ（I・C）	口まなは出口の料金所を通り過ぎたETC車両（利用距離100キロ以内が対象で、割引率は5割） 利用距離に制限がない割引としては、午前0～4時に高速道路（一般有料道路の一部を含む）を走行したETC車が通行した全線で3割引となる深夜割引が圏央道でも適用される。 今年8月からは、圏央道	で「料金割引実験」が行われる。八王子JCT・鶴ヶ島JCT間を全線利用するETC車両（山梨方面から群馬方面に行く車両など、一部に例外あり）に対し、圏央道区間の料金を3割引にするほか、中央自動車道高井戸方面と圏央道を連続利用する車に対し、普通車で300円を割引引く。 割引実験は、都心を抜け	地元からの不満の声が強くなり、開通前に行われた17日のプレイベントへの参加を、実行委員長の黒須隆一・八王子市長や同市議らが見送るなどしていた。 黒須市長はこの割引について、「多くの方々に利用される圏央道を念願してきた私の思いがかなったもの」として、23日の開通記念式典に出席する意向を示した。

平成 19 年 6 月 14 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事件番号	件 名	議決結果
議案第 38 号	福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 39 号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 42 号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 43 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決
議案第 47 号	損害賠償額の決定について	原案可決

平成 19 年 6 月 12 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 加 藤 育 男 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 43 号	平成 19 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第 45 号	平成 19 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 46 号	昭島市の公の施設の設置に関する協議について	原案可決

平成 19 年 6 月 13 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

事 件 番 号	件 名	議決結果
議案第 40 号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する 条例	原案可決
議案第 41 号	福生市国民健康保険税条例の一部を改正す る条例	原案可決
議案第 44 号	平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計 補正予算（第 1 号）	原案可決

平成 19 年 6 月 13 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

事 件 番 号	件 名	
陳情第 19-1 号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書 (平成 19 年 5 月 22 日受理)	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 6 月 22 日第 2 回定例会 5 日目)

総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について

特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 19 年 6 月 22 日第 2 回定例会 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

